

開発行為等に伴う防犯灯施設の整備・移管の手引き

1 防犯灯の設置基準について

伊勢原市地域まちづくり推進条例の基準により開発区域内及び開発区域に接する道路のおおむね30メートルごとに1基の基準で設置してください。

なお、具体の設置箇所は市と事業者とで協議となります。

2 防犯灯の設置の流れ（裏面にフローチャートあり）

（1）設置前

協議内容で決定した設置基数を設置するにあたり、担当の窓口まで「黄色の管理プレート」「防犯灯移管申請書」を受取りに来てください。

（2）設置時

電気使用申込みの際は、必ず事業者名義にてお申込みください。

管理プレートは灯具と併せて取付けてください。



①灯具取付けバンドに通す方法



②プレートのみ取付ける方法

（3）設置後

防犯灯の名義を市に移管する必要がありますので、

速やかに次の書類の提出をお願いします。

※移管完了までに発生する電気料金は、事業者負担となります。

①防犯灯移管申請書

②位置図

③東京電力のお客様番号がわかる書類（電気料金等領収書の写しなど）

（4）備考

完了検査までに防犯灯が設置できない場合は、完了検査の3日前までに「念書」と「灯具」の提出が必要となりますので、事前にご相談ください。

問い合わせは、伊勢原市市民協働課交通防犯対策係 0463-94-4715（直通）

◆開発行為等に伴う防犯灯設置フローチャート◆

市民協働課交通防犯対策係窓口にて
「防犯灯移管申請書」・「防犯灯管理プレート」を受領



防犯灯及び防犯灯管理プレートの設置
電力会社への電気使用契約申し込み（事業者名義）



完了検査
防犯灯・管理プレート設置状況の確認
<完了検査までに防犯灯が設置できない場合は「念書」と「灯具」を提出>



- ①防犯灯移管申請書
- ②位置図
- ③東京電力のお客様番号がわかる書類
（電気料金等領収書の写しなど）

上記3点を市民協働課交通防犯対策係に提出

※移管完了までの電気料金は事業者負担となりますので、お早目の手続きをお願いします。